

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	梯地区 (梯)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 2 月 3 日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ 梯地区は70才以上の農地所有者が38%、60才～69才が62%を占めている。農地利用形態は自作により農地の利用を進めており、作付けは水稻・大豆・野菜等となっている。10年後には現農業従事者が70代となり高齢化地域となるため農地の存続に不安もあり早急な後継者の育成確保が課題となってくる。

・ 耕作者による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため現在中山間事業に取り組んでいるが耕作者の負担軽減として所有者・地域含め多面的事業による地域での維持管理への取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ 当地域は隣接集落から離れた山間集落で過疎化が進む中、地域内では水稻が主な作付けとなっているが農地は棚田を形成した未整備田であり地域全体で減農薬・減肥料による付加価値を付け所得向上を図るとともに地域の特性に合った作物への転換を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状の自作を進めつつ、将来的に担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進めるように検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
自作を進める農業者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当地区は中山間地の棚田地域であり少子高齢化の中での基盤整備事業実施については行わない方針である。しかしながら水利施設等については、地域が受益者と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
高齢化により農地の放棄田化が進まないように多様な経営体に向けて地域情報を発信するため、行政機関・農協等と連携を密にして担い手の確保・育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を担い手・集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い補助事業を活用しながら、定期的な保全活動を行う。